

3月号（474号）

甲株式会社（以下「甲社」という）は、種類株式発行会社ではなく、公開会社ではない。甲社の発行済株式の総数は、約1万株であり、甲社の株主の総数は、約800人である。Aは甲社の株式500株、Bは甲社の株式50株、Cは甲社の株式50株、Dは甲社の株式500株を有している。甲社の株主名簿には、これらの株式に係る株主名簿記載事項が記録されている。甲社は、毎年3月31日において株主名簿に記録されている株主を、定時株主総会の議決権を行使することができる者と定款で定めている。

α年3月16日に、Aは、甲社の承認を受けて、Bに300株を譲渡し、また、Cに200株を譲渡した。α年3月30日に、Bは、甲社に対し、Aから取得した300株に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記録することを請求した。同日に、甲社は、誤って、Bが取得した300株のうち100株に係る株主名簿記載事項の記録をせず、Bが取得した300株のうち200株に係る株主名簿記載事項のみを株主名簿に記録した。α年4月13日に、Eは、相続によりDが有する500株を取得した。α年4月20日に、CおよびEは、それぞれ、取得した甲社の株式に係る株主名簿の記載事項を株主名簿に記録することを請求し、同日に、甲社は、それぞれの株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記録した。

甲社の定時株主総会は、α年6月16日を開催の日として招集された。Aは、α年3月31日における株主名簿上は株主である300株について、Bは、Aから取得した300株のうちα年3月31日における株主名簿上は株主ではない100株について、Cは、Aから取得した200株について、Eは、Dから取得した500株について、それぞれ、α年6月16日の甲社の定時株主総会において議決権を行使することができるか。

2月号（473号）

甲株式会社（以下「甲社」という）は、その事業の一つ（以下「本件事業」という）に関して、Aとの間で賃貸借契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約に基づいて、Aの建物（以下「本件建物」という）を利用して、毎月末日に賃料を支払っている。本件契約には、甲社が本件建物を損傷した場合には、甲社は、損傷によりAに生じた損害を賠償する義務を負う旨の定め（以下「本件賠償条項」という）、甲社が会社分割をした場合には、Aは、本件契約を解除することができ、Aが本件契約を解除したときは、甲社は、別に定める金額を違約金として支払う義務を負う旨の定め（以下「本件違約金条項等」という）等がある。

本件事業の業績は、不振が続いている。未払いの賃料債権は、存在しない。また、甲社は、その過失により本件建物を損傷し、Aに損害が生じた。甲社は、本件建物の損傷を認識していない。甲社は、乙株式会社（以下「乙社」という）を新設分割設立株式会社として、新設分割（以下「本件新設分割」という）をすることにした。新設分割計画においては、乙社は、甲社から本件事業に関する契約上の地位の全部および権利義務の全部を承継する旨、甲社は、本件新設分割後には本件事業に関する義務および責任を負わない旨等が定められた。

甲社は、本件新設分割をする旨等の必要な事項を、官報に掲載する方法、および、定款で公告方法として定める日刊新聞紙に掲載する方法により公告した。甲社は、Aに各別にその事項を催告していない。本件新設分割の効力が生じた日の後に、Aは、本件違約金条項等に基づいて、本件契約を解除した。

以下の問1から問3までは、独立した問である。本件賠償条項および本件違約金条項等は、有効であるとする。

問1 本件新設分割前に、Aは、甲社に対し、本件新設分割について異議を述べて、甲社に、弁済、担保の提供または財産の信託をさせることができるか。

問2 本件新設分割後に、Aは、甲社に対して、甲社に対する債権に係る債務の履行を請求することができるか。

問3 本件新設分割後に、Aは、本件新設分割の無効の訴えを提起することができるか。

1月号（472号）

甲株式会社（以下「甲社」という）は、公開会社でない株式会社であり、取締役会設置会社である。甲社は、業績向上への意欲を喚起することを目的として、使用人に報酬として新株予約権を付与することにした。

甲社は、株主総会の特別決議（以下「本件総会決議」という）によって、発行する募集新株予約権（以下「本件新株予約権」という）について、本件新株予約権の目的である株式の数、発行する本件新株予約権の数の上限、本件新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこと等に加えて、以下の事項を定め、募集事項の決定を取締役に委任した。本件新株予約権の割当てを受ける者は、甲社の使用人であること、本件新株予約権の行使の条件として、本件新株予約権を有する者が新株予約権の行使時において甲社の使用人または役員であることを要すること（以下「本件使用人条件等」という）、譲渡による本件新株予約権の取得について、甲社の承認を要することである。甲社の取締役は、株主総会において、金銭の払込みをさせずに本件新株予約権の発行をすることを必要とする理由を説明していた。

本件総会決議後に、甲社は、取締役会の決議によって、本件新株予約権の割当てを受ける者とその者に割り当てる本件新株予約権の数を定めた。

以下の問1と問2とは、独立した問である。

問1 甲社の株主総会は、本件総会決議によって、使用人条件等の他の本件新株予約権の行使の条件を取締役会の決議により決定することができることを定めていた。甲社の取締役会は、以下の本件新株予約権の行使の条件（以下「本件上場条件等」という）を定めた。本件新株予約権の権利者は、甲社の株式が証券取引所に上場する日まで本件新株予約権を行使することができないこと、使用人として一定の職務懈怠がある場合には本件新株予約権を行使することができないこと等である。本件上場条件等は、有効か。

問2A は、甲社を退職した後に、本件新株予約権を行使し、甲社は、A に対し、新株の発行（以下「本件新株発行」という）により株式を交付した。本件新株発行は、有効か。

12月号（471号）

甲株式会社（以下「甲社」という）は、取締役会設置会社である。甲社の1事業年度は、4月1日から翌年3月31日までである。甲社においては、毎年6月に、その年の3月31日に終了した事業年度に関する定時株主総会が招集されている。甲社の取締役は、A、B およびCであり、Aは、甲社の代表取締役である。甲社の株主は、A、B およびCを含む10人である。A、B およびCは、それぞれ総議決権の20%弱を有し、合計で総議決権の60%弱を有する。

α年6月10日に、甲社の定時株主総会（以下「本件総会」という）は、A、B およびCが出席して開催された。本件総会の招集は、取締役会の決議により決定された。Aは、その取締役会においてB およびCに口頭で本件総会の招集を通知し、その他の株主には、本件総会の招集通知を発していなかった。Dは、本件総会の決議（以下「本件決議」という）によって取締役に選任された。Aは、本件決議前に、Dから取締役への就任の承諾を得ていた。一方、取締役にAを再任する議案は、否決された。Aを取締役に再任した直近の株主総会は、（α-2）年6月の定時株主総会であった。

本件総会の直後に招集された取締役会は、B、C およびDの賛成によって、代表取締役にDを選定した。α年6月17日に、Dの取締役の就任および代表取締役の就任の各登記、ならびにAの取締役の退任および代表取締役の退任の各登記がなされた。

α年7月10日に、Aは、甲社代表取締役として、甲社の取引先であった乙株式会社からの申込みを受けて、売買契約（以下「乙契約」という）を締結し、甲社には必要でない商品を購入した。また、同日に、Dは、甲社の代表取締役として、丙株式会社との間で売買契約（以下「丙契約」という）を締結し、甲社には必要でない高価な備品を購入した。

α年8月7日に、Aは、主位的に本件決議の不存在の確認を請求し、予備的に本件決議の取消しを請求する訴えを提起した。

乙株式会社と丙株式会社とは、甲社に対して、それぞれ、乙契約に基づく代金と丙契約に基づく代金を請求することができるか。

11 月号（470 号）

甲株式会社（以下「甲社」という）は、取締役会設置会社であり、公開会社でない株式会社である。甲社の取締役は、A、B および C である。A、B および C は、甲社の株主である。

C は、その有する甲社の株式（以下「本件株式」という）を A に譲り渡すことにした。α 年 1 月 31 日に、C は、甲社に対し、A がその株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすること、および、承認をしない旨の決定をする場合において、甲社または指定買取人がその株式を買い取ることを請求した。B は、甲社が承認をする旨の決定をすることに反対である。

甲社は、定款で取締役会を招集する取締役を取締役社長であると定めている。甲社の取締役社長は、A である。A には、取締役会を招集する様子がなかった。α 年 2 月 1 日に、B は、A に対し、譲渡による甲社の株式の取得について承認をするか否かを議題として示して、取締役会の招集を請求した。同月 6 日に、A は、同月 15 日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知を發した。

α 年 2 月 15 日に、取締役会は、A、B および C ならびに甲社の監査役が出席して開催された。取締役会においては、甲社が A による本件株式の取得について承認をする旨の議案に、A および C は賛成し、B は反対した。取締役会の議長である A は、その議案が可決された旨を宣し、甲社が A による本件株式の取得について承認をする旨の取締役会の決議（以下「本件決議」という）は、行われた。本件決議後の同日中に、甲社は、C に対し、甲社が A による本件株式の取得について承認をした旨を通知した。C は、A に本件株式を譲渡した。

甲社は、株主名簿を書面をもって作成している。A は、甲社に対し、本件株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求することができるか。

10月号（469号）

甲株式会社（以下「甲社」という）は、取締役会設置会社であり、種類株式発行会社ではない。甲社の1事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までである。Aは、甲社の株式80株を有し、Bは、甲社の株式60株を有する。甲社は、Aとの合意により、金銭を交付して甲社の株式80株を取得することにした。Bは、甲社から次の請求（以下「議案変更請求」という）をすることができる旨等の通知を受けて、議案変更請求をした。甲社が取得価格等の事項についての通知を行う相手方である特定の株主に自己をも加えたものを、株主総会の議案とすることの請求である。

甲社は、会社法上の必要な手続を行い、AとBとは、株式の譲渡しの申込みの期日である α 年9月10日に、甲社に対し、それぞれ80株の譲渡しの申込みと60株の譲渡しの申込みとをした。 α 年9月30日に、甲社は、AおよびBに対して金銭700万円を交付し、甲社の株式140株の取得（以下「本件取得」という）をした。同日における甲社の分配可能額は、700万円以上であった。本件取得に関する職務を行ったのは、甲社の代表取締役Cである。 $(\alpha+1)$ 年6月10日に、甲社の α 年4月1日に開始する事業年度に係る計算書類は、定時株主総会の承認を受け、承認を受けた時における甲社の分配可能額は、-200万円であった。

Cは、本件取得に関して、どのような会社法上の義務または責任を負うか。

9月号（468号）

甲株式会社（以下「甲社」という）は、取締役会設置会社であり、公開会社ではない。Aは、甲社の取締役かつ株主である。甲社の取締役会は、投資資金等を調達するとともに、Aに多数の株式を保有させて経営への意識を高めることを目的として、Aを引受人とする募集株式の発行（以下「本件新株発行」という）を行うことを、株主総会に提出する議案の内容である各募集事項とともに決議した。その決議をした取締役会において、Aは、募集株式の総数の引受けを行う契約を締結することについて、取締役会の承認を受けた。また、甲社は、取締役会の決議によって、Aが募集株式の総数の引受けを行う契約の承認を受けた。

α年6月10日に、甲社の取締役は、株主総会において、Aが募集株式の総数の引受けを行う旨を説明した上で、甲社は、株主総会の特別決議（以下「本件総会決議」という）によって、募集事項を決定した。決定された払込金額は、募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である。甲社の取締役は、株主総会において、その払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなかった。

決定された払込期日であるα年7月1日に、Aは、それぞれの募集株式の払込金額の全額を払い込んだ。現在は、α年7月10日である。甲社の株主であるBは、本件新株発行の無効を主張することができるか。

8 月号（467 号）

甲株式会社（以下「甲社」という）および乙株式会社（以下「乙社」という）は、取締役会設置会社である。A は、甲社の代表取締役かつ乙社の取締役である。B は、乙社の代表取締役かつ甲社の取締役である。以下のような各行為（以下「本件各行為」という）により、甲社は、丙から手形貸付を受けた。甲社代表取締役 A は、乙社を受取人とする手形金額 1000 万円の約束手形（以下「本件手形」という）を振り出して B に交付し、乙社代表取締役 B は、丙を被裏書人として本件手形を裏書譲渡し、丙は、甲社に金銭 980 万円を交付した。乙社は、甲社から無償の保証の委託を受けて本件手形を受け取り、甲社の手形債務を保証するために本件手形に裏書をした。本件各行為は、甲社および乙社において、取締役会の決定を必要とする重要な業務執行（362 条 4 項）には該当しない。

問 1A または B は、本件各行為をするには、どのような会社法上の手続を採らなければならないか。

問 2 問 1 の会社法上の手続が採られなかった場合に、丙による甲社への本件手形の手形金の請求は、認められるか。

7月号（466号）

甲株式会社（以下「甲社」という）は、公開会社であり、種類株式発行会社ではない。また、甲社は、株券発行会社でも、振替株式の発行者でもない。甲社は、簿価によっても、清算価値の時価によっても、債務超過である。甲社の株主は、20人であり、それぞれ、甲社の株式50株を有している。

甲社の関係者は、甲社の継続企業価値が正であると考えている。Aは、甲社の募集株式を引き受けることによって、甲社に出資することにした。Aは、甲社の株主ではない。Aは、出資にあたり、既存株主を甲社から退出させ、出資により自己のみが甲社の株主となるよう、甲社に対して要請した。甲社は、全部取得条項付種類株式を用いて、発行済株式の全部を取得し、Aを引受人として、取得した株式を処分すること（以下「本件出資」という）にした。Aは、甲社の株主ではない。

本件出資の会社法上の手続および問題について、説明しなさい。

6月号（465号）

甲株式会社（以下「甲社」という）は、会計監査人設置会社ではない。甲社は、計算書類およびその附属明細書（以下「本件計算書類等」という）を巧妙に粉飾して作成し、定時株主総会の普通決議によって剰余金の配当に関する事項を決定した。その普通決議の日の翌日に、剰余金の配当はその効力を生じ、1株につき金銭500円を割り当て、総額2000万円の剰余金の配当（以下「本件配当」という）が行われた。普通決議があった日とその翌日とにおける分配可能額は、いずれも1200万円であったが、粉飾決算によって3000万円であることになっていた。

甲社の代表取締役Aは、本件計算書類等を作成し、株主総会に取締役会の決議に基づいて本件配当の議案を提案した。甲社の取締役Bは、計算書類の作成に関する職務の担当ではなかったが、本件配当の議案を株主総会に提案する取締役会の決議に賛成し、本件配当による金銭の交付に関する職務を行った。本件計算書類等の粉飾には、Aのみが関与しており、また、監査報告は、本件計算書類等が甲社の財産および損益の状況を適正に表示している旨の意見を内容に含んでいた。

甲社の株主Cは、本件配当により金銭400万円の交付を受けた。Dは、甲社に対して、弁済期が1か月後である300万円の金銭債権を有する。

BおよびCは、本件配当に関して、どのような会社法上の義務または責任を負うか。また、Dは、本件配当に関して、どのような会社法上の請求をすることができるか。

5月号（464号）

甲株式会社（以下「甲社」という）は、公開会社であり、種類株式発行会社ではない。甲社の代表取締役 A、取締役 B 等を含む経営陣と、甲社の株主 C との間で、甲社の経営を巡って争いが生じた。甲社の取締役会は、A および B の持株比率の上昇を目的として、甲社が発行する株式を引き受ける者の募集をして、株式の発行（以下「本件新株発行」という）を行うこととし、募集事項を決議により決定した。その決定における払込金額は、一般に認められている株式価値の評価方法のいずれによっても、募集株式を引き受ける者に特に有利な金額であった。甲社は、払込期日の 2 週間前までに、募集事項を官報に掲載する方法により公告した。甲社の定款には、公告方法の定めはない。A および B は、募集株式の総数を引き受け、それぞれの募集株式の払込金額の全額を払い込んだ。本件新株発行のための甲社の対外的な行為は、A によって行われた。

本件新株発行の結果として、A の持株比率と B の持株比率とは、それぞれ 20% から 30% に、C の持株比率は、60% から 40% になった。

C は、本件新株発行の効力が生じた日から 6 か月以内に、新株発行の無効の訴えを提起した。訴えに係る請求は、認容されるか。

4 月号（463 号）

甲株式会社（以下「甲社」という）は、取締役会設置会社であり、監査役設置会社であり、監査役会設置会社ではない。甲社の代表取締役 A は、新規の事業を提案したが、他の取締役に反対されたため、その事業を、甲社の事業ではなく、A 個人の事業として行うことにした。A は、その事業を開始するのに必要な資金を調達するため、甲社代表取締役 A として、B から金銭を借り入れた。A は、甲社の金銭から借入金の一部を返済し、残部につき返済猶予を受けた。その後も、A は、甲社の金銭から借入金の残部を返済することを予定した。

A による甲社代表取締役 A としての B からの金銭の借入れ、A による甲社の金銭からの借入金の一部の返済、A による甲社の金銭からの借入金の残部の返済の予定等の事情を知った甲社の取締役 C、監査役 D または株主 E は、どのような対応をすることができるか、またはどのような対応をしなければならないか。